



JKK東京

ひとと、くらしをあったかく。

令和8年度

「自治会向け法律相談会」のお知らせ

公営住宅管理部 都営管理課 令和8年2月発行

都営住宅等の自治会を対象とした、弁護士による無料の法律相談会についてお知らせします。

費用は無料です！

1 概要

- ① 開始時期 令和8年4月（予約受付は令和8年3月から）
- ② 対象 JKKに登録している都営住宅等の自治会
- ③ 相談方法 「電話」（自治会が指定する電話番号に、弁護士が直接電話をおかけします。）
- ④ 相談日・時間 月1回午後、1自治会30分以内、6自治会まで相談可。（詳しくは3.相談時間及び時間割、4.日程表をご覧ください。）
- ⑤ 相談内容 都営住宅等の自治会に関わる法律的な諸問題（自治会費の徴収、自治会の運営・規約に関すること等）



2 申込方法（担当窓口：都営管理課 都営事業推進係）

- ① 電話による予約申込みは、「JKK東京お客さまセンター」へお電話の際は、「法律相談会の申し込み」とご用命ください。

☎ 0570-03-0071（ナビダイヤル）

☎ 03-6279-2652（一般電話）

※ナビダイヤルは、各通信事業者が提供している無料通話や通話料定額プランの対象外です。

受付時間：予約受付期間（裏面に記載）の平日の9時～18時
（昼休み、土日、祝日、年末年始を除く）

※申込み多数の場合は、抽せんとなります。

- ② ログフォームからの予約申込み ※受付期間中のみ利用可
ご利用には、事前にアカウント登録が必要です。

右側の二次元コードまたは以下の手順からお申込みください。

[JKK東京ホームページ](#)> [都営住宅等にお住まいの皆さまへ](#)> [オンライン申請一覧](#)> [自治会関連の手続き](#)> [自治会向け法律相談会 予約申込](#)

申込み用
二次元コード



3 相談時間及び時間割について

	相談時間帯	相談時間	相談自治会数
第1組	14:30 ～ 15:00	各組30分	各組2自治会
第2組	15:20 ～ 15:50		
第3組	16:10 ～ 16:40		



時間帯の指定は
できません。

4 法律相談会の日程表

開催回数	法律相談会開催予定日	予約受付期間	抽せん結果・申込書 発送予定	申込書提出期限
第1回	4月16日（木）	3月2日（月）～ 3月6日（金）	3月13日（金）	3月31日（火）
第2回	5月20日（水）	4月1日（水）～ 4月7日（火）	4月14日（火）	4月30日（木）
第3回	6月17日（水）	5月1日（金）～ 5月12日（火）	5月19日（火）	5月29日（金）
第4回	7月16日（木）	6月1日（月）～ 6月5日（金）	6月12日（金）	6月30日（火）
第5回	8月19日（水）	7月1日（水）～ 7月7日（火）	7月13日（月）	7月31日（金）
第6回	9月15日（火）	8月3日（月）～ 8月7日（金）	8月14日（金）	8月31日（月）
第7回	10月15日（木）	9月1日（火）～ 9月7日（月）	9月11日（金）	9月30日（水）
第8回	11月18日（水）	10月1日（木）～ 10月7日（水）	10月14日（水）	10月30日（金）
第9回	12月15日（火）	11月2日（月）～ 11月9日（月）	11月13日（金）	11月30日（月）
第10回	1月20日（水）	12月1日（火）～ 12月7日（月）	12月11日（金）	12月28日（月）
第11回	2月16日（火）	1月4日（月）～ 1月8日（金）	1月15日（金）	1月29日（金）
第12回	3月17日（水）	2月1日（月）～ 2月5日（金）	2月12日（金）	2月26日（金）

日程は変更になる場合があります。



お気軽にお申込みください！

5 キャンセルにより、相談枠に「空き」が出た月の補充について

相談枠に「空き」が発生した月については、前月まで落選された自治会で抽せんを行い、当選した自治会へお知らせします。（年度内対象）

（例＝4月落選2自治会、5月落選1自治会で、6月に空き2枠が出た場合、4月、5月の落選3自治会での抽せんを行い、2自治会を決定します。）

※この抽せんでは落選された場合でも、次回、相談枠に「空き」が出た場合には、年度内に限り抽せんの対象となります。

※「辞退」による空き枠については、最後の当せん番号の次の番号を繰り上げます。

6 お申込みにあたって（主なご了解事項です。必ずお読みください。）

- この法律相談会は、自治会の申し出にもとづいて、弁護士が問題解決に向けての法的な助言を行い、自治会による自主的な解決を支援することを目的としています。
- 予約が確定した自治会には、相談前に申込書を提出していただきます。
- 相談を担当した弁護士に、仕事の依頼をすることはできません。
- 1自治会の相談回数は、同一年度内において3回までです。
- 裁判所において係争中、調停中の案件、または弁護士に依頼中の案件は、相談の対象としません。
- 相談の内容によっては、回答できない場合があります。
- この法律相談会における相談結果の概要については、個人情報を除き、参考として、他の自治会への情報提供や統計資料の作成に利用することがあります。